

平成30年度（後期募集）版 市民協働推進補助金Q & A

Q1 補助金に応募すれば、必ず補助金をもらえますか。

A 必ずではありません。応募締め切り後に行われる審査を通過しなければなりません。

Q2 団体設立の条件に「設立後5年未満」とありますが、いつの時点で判断するのですか。

A 後期募集は9月1日現在です（今回は平成30年9月1日現在）。

Q3 採択事業となった場合、補助金以外に市からの支援はあるのでしょうか。

A はい、あります。「各種媒体への広報」です。市内公共施設でのチラシ配布、ポスター掲示、さらには新聞等報道機関への周知などお手伝いします。そのほか、市内公共施設で活動する場合などには「事業が円滑に実施できるようにできる限りサポート」をしたいと考えていますのでご相談ください。

Q4 実績報告書提出の際、領収書は必ず添付しなければいけないのですか。また、それは原本でなければいけませんか。

A はい、領収書は必ず添付していただきます。何に補助金を使用したか分かる明細を添付してください。原本ではなく、写し（コピー）を提出してください。また、振込みの場合はその振り込んだ事実のわかる書類の写し（コピー）に支払内容の分かる書類（請求明細等）の写し（コピー）を合わせて添付してください。

Q5 10月に事業を実施するために、事前準備として8月に発生した経費は対象になりますか。

A いいえ、対象ではありません。対象となるのは、補助金交付決定後（早くても9月1日）に発生した経費です。

Q6 保険料は補助金の対象経費になりますか。

A はい、対象になります。※豊橋市には市民活動総合補償制度がありますので、そちらの補償内容をよくご確認のうえ判断してください。

Q7 他の補助金も利用したい場合、どんな補助金なら利用できますか。

A 国・県・民間の補助金で相手先の補助要件に合致すれば利用できます。相手先の要件の中でも「併用が可能」となっていれば利用できます。また、事業・事業期間が同じである必要があります。

Q8 他の補助金も利用した場合、市民協働推進補助金と他の補助金の合計が事業費を超えた場合、どのようにすればよろしいですか。

A 市民協働推進補助金と他の補助金と事業に伴う収入（参加料等）の合計が事業費を超えた場合は、事業費を超えた額を還付していただきます。

また、市民協働推進補助金と事業に伴う収入の合計が事業費を超えた場合も同様です。

Q9 収支計画書には市民協働推進補助金の対象となるものだけを記入すればよろしいですか。

A 収支計画書には対象経費と対象外経費、つまり応募した企画を実施するために必要な全ての経費を記入してください。

Q10 講演会・講習会・研究会等において、謝礼金を支払う場合、その所得税の源泉徴収を行う必要はありますか。

A はい、必要です。源泉徴収すべき所得税額は、100万円以下の場合はその10.21%です。
源泉徴収した所得税を納めた場合、納付書の写しを提出してください。

※「個人」ではなく、企業などの「団体（法人）」に支払う場合は、源泉徴収の必要はありません。領収書は「団体名」でもらう必要があります。

支払いを受ける者が、法人税を納める義務があること又は定款・規約・日常の活動状況から団体として独立して存在していることを明らかにした場合は法人として取り扱い、そうでなければ個人として取り扱います。

※「車代」「交通費」「宿泊代」などの名目で支払われる場合も、同様に源泉徴収の対象となりますが、講師ではなく直接、タクシー会社・鉄道会社・ホテルに支払う場合は源泉徴収の対象外です。

※金銭ではなく、品物（図書カード・商品券）などで支払う場合も源泉徴収が必要になることもあります。

